

期間制限を免れるために専門 26 業務と称した
違法派遣への厳正な対応
(専門 26 業務派遣適正化プラン)

労働者派遣において、派遣可能期間の制限のない専門 26 業務を適正に運用するために以下の事項に取り組む。

I 緊急に取り組む事項

1 集中的な指導監督の実施

【集中的な指導監督期間・・・平成 22 年 3 月～4 月の 2 か月間】

全国の労働局において、大手派遣会社を中心に、専門 26 業務での労働者派遣を重点的に調査し、専門 26 業務と称した違法派遣の適正化に向けた厳正な指導監督を実施。

特に、悪質な派遣元事業主に対しては、行政処分を実施。

2 関係団体への要請

【実施時期・・・直ちに】

派遣元事業主の団体、派遣先となりうる経済団体に出向き、専門 26 業務の適正な運用について、「一般事務と混同されやすい事務用機器操作とファイリングについての留意事項」(別添)を示しつつ、要請。

II 継続的に取り組む事項

専門 26 業務と称した違法派遣の防止と是正に向け、専門 26 業務での労働者派遣について、上記の集中的な指導監督期間後も、重点的な指導監督項目として引き続き厳正な指導監督を実施。

一般事務と混同されやすい事務用機器操作とファイリング についての留意事項

一般事務との区別において問題が生じやすい労働者派遣法施行令第4条第5号に掲げる業務（以下「事務用機器操作」という。）及び同条第8号に掲げる業務（以下「ファイリング」という。）に関する考え方は以下のとおり。

1 事務用機器操作

- 「事務用機器操作」とは、「電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれに準ずる事務用機器の操作」とされているが、現在の实情に沿って解釈すると、「オフィス用のコンピュータ等を用いて、ソフトウェア操作に関する専門的技術を活用して、入力・集計・グラフ化等の作業を一体として行うもの」と解されるところであり、迅速・的確な操作に習熟を要するものに限られる。

- 具体的には、例えば、
 - ・文書作成ソフトを用い、文字の入力のみならず、編集、加工等を行い、レイアウト等を考えながら文書を作成する業務
 - ・表計算ソフトを用い、データの入力のみならず、入力した数値の演算処理やグラフ等に加工する業務
 - ・プレゼンテーション用ソフトを用い、図表・文字等のレイアウトを考えながらプレゼンテーション等に用いる資料を作成する業務は、「事務用機器操作」に該当する。

- 一方で、単純に数値をキー入力するだけの業務を行っている場合は、「事務用機器操作」には該当しない。

- 「事務用機器操作」に従事する者は、オフィス用のコンピュータ等の操作に適した専門的な技能・技術を十分に持つ者である必要がある。例えば、学校等における訓練、一定の実務経験、派遣元事業主において実施する研

修等により、専門的な技能・技術を習得している者が行う場合は、「事務用機器操作」に該当するが、機器の操作を行う者が、経験等がなく機器を初めて操作する者である場合は、専門的な技能・技術を十分に持つ者とはいえないことから、「事務用機器操作」には該当しない。

2 ファイリング

- 「ファイリング」は、高度の専門的な知識、技術又は経験を利用して、分類基準を作成した上で当該分類基準に沿って整理保管を行うもの等に限られる。

- 具体的には、例えば、書類が大量に発生する事務所において、書類の内容、整理の方法についての専門的な知識・技術をもとに、書類の重要度、内容等に応じた保存期間・方法を定めた文書管理規程を作成し、この文書管理規程に基づいて、書類を分類・整理・保存・廃棄することにより、事務所内職員が書類の所在を把握できる仕組みを維持する業務等が、「ファイリング」に該当する。

- 一方で、例えば、既にある管理規程に基づき、書類の整理を機械的に行っているだけの場合や、単に文書を通し番号順に並び替え、それをファイルに綴じるだけの場合、管理者の指示により、背表紙を作成しファイルに綴じるだけの場合は、「ファイリング」に該当しない。

3 付随的な業務等を行う場合の留意点

- 「事務用機器操作」、「ファイリング」等「専門26業務」を行う場合でも、
 - ・付随的に行う業務の割合が通常の場合の1日又は1週間当たりの就業時間数で1割を超えているケース
 - ・全く無関係の業務を少しでも行っているケース
- は、全体として「専門26業務」ではないと評価されるため、派遣可能期間の制限（原則1年最長3年）の適用を受けることとなる。

(別紙2)

平成 22 年〇月〇日

各団体の長 殿
(派遣元事業主)

厚生労働省職業安定局長

専門 26 業務と称した違法な労働者派遣の適正化に向けた対応について

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、労働者派遣は、本来、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組みであるので、労働者派遣法施行令で定める専門 26 業務（以下「専門 26 業務」という。）等の常用雇用代替のおそれが少ない業務を除き、原則 1 年の派遣可能期間の制限を設けているところです。

しかしながら、最近、派遣可能期間の制限を免れることを目的として、専門 26 業務中でも事務関連業務を中心に、契約上は専門 26 業務と称しつつ、実態的には専門 26 業務の解釈を歪曲したり、拡大したりして、専門性がない専門 26 業務以外の業務を行っている事案が散見されます。

このような専門 26 業務と称した違法な労働者派遣が行われることは、派遣時に明示された業務ではない業務に派遣労働者が従事することになり、労働者の保護に欠けることになるとともに、労働市場全体に与える悪影響も懸念されるところです。

このため、労働者派遣を行う場合は、別添に留意しつつ、派遣可能期間の制限を含め、労働者派遣関連法令を遵守していただくとともに、派遣労働者の行う業務内容等の就業実態の把握に努め、適切な雇用管理に努めていただきますよう、貴団体傘下企業に対し、周知徹底をお願い申し上げます。

※別添略

(別紙3)

平成 22 年〇月〇日

各団体の長 殿
(派遣先)

厚生労働省職業安定局長

専門 26 業務と称した違法な労働者派遣の適正化に向けた対応について

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、労働者派遣は、本来、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組みであるので、労働者派遣法施行令で定める専門 26 業務（以下「専門 26 業務」という。）等の常用雇用代替のおそれが少ない業務を除き、原則 1 年の派遣可能期間の制限を設けているところです。

しかしながら、最近、派遣可能期間の制限を免れることを目的として、専門 26 業務中でも事務関連業務を中心に、契約上は専門 26 業務と称しつつ、実態的には専門 26 業務の解釈を歪曲したり、拡大したりして、専門性がない専門 26 業務以外の業務を行っている事案が散見されます。

このような専門 26 業務と称した違法な労働者派遣が行われることにより、労働市場全体に与える悪影響も懸念されるところです。

このため、専門 26 業務で労働者派遣を受け入れる場合は、別添に留意しつつ、専門 26 業務、派遣可能期間の制限等への理解を深めていただくとともに、引き続き労働者派遣関連法令を遵守していただくよう貴団体傘下企業に対し、周知いただきますようお願い申し上げます。

※別添略

(別紙 4)

職発 0208 第 1 号
平成 22 年 2 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

「専門 26 業務派遣適正化プラン」の実施について

労働者派遣は、本来、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組みであるので、労働者派遣の役務については、派遣就業の場所ごとの同一の業務について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第 4 条に掲げる専門 26 業務（以下「専門 26 業務」という。）等の業務を除き、派遣可能期間の制限を超えて継続して提供を受けることはできない。

しかしながら、最近、派遣可能期間の制限を免れることを目的として、専門 26 業務の中でも特に事務関連業務を中心に、契約上は専門 26 業務と称しつつ、実態的には専門 26 業務の解釈を歪曲したり、拡大したりして、専門性がない専門 26 業務以外の業務を行っている事案が散見されることから、今般、下記のとおり専門 26 業務と称した違法な労働者派遣に係る指導監督を重点的に行うこととしたので、都道府県労働局におかれては遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 集中的な指導監督の実施

(1) 指導監督の方針

都道府県労働局においては、専門 26 業務での労働者派遣の実績の多い派遣元事業主を対象に、集中的に、専門 26 業務での労働者派遣について、特に事務関連業務での派遣においては、別添 1 「一般事務と混同されやすい事務用機器操作とファイリングについての留意事項」に留意しつつ、指導監督を行い、専門 26 業務と称した違法派遣の是正に向けて厳正な指導監督を行うこと。

この場合、必ず当該派遣元事業主から当該専門 26 業務での労働者派遣の

役務の提供を受けている派遣先についても併せて指導監督を行い、法違反があった場合には是正指導を行うこと。

また、専門 26 業務と称した違法派遣の場合は、原則 1 年の派遣受入期間の制限に抵触している可能性が高いことから、必ず、派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日について確認すること。

さらに、特に悪質な違法派遣を行っている派遣元事業主に対しては、行政処分の対象とすること。

(2) 指導監督の時期

イ 労働者派遣契約については年度単位で締結されることも多く、特に 3 月末日に契約期間が終了し、4 月 1 日付けで更新するものも多いと考えられる。

このため、平成 22 年 3 月から 4 月までの間を、専門 26 業務での労働者派遣の適正化に向けた集中的な指導監督期間として、専門 26 業務での労働者派遣の実績の多い派遣元事業主を中心に、指導監督を行うこと。

ロ また、集中的な指導監督期間の終了後も、引き続き専門 26 業務の適正化に向け、専門 26 業務での労働者派遣を重点的な指導監督項目として引き続き厳正に指導監督を行うこと。

2 関係団体への要請

専門 26 業務と称した違法派遣の防止と是正に向け、派遣元事業主及び派遣先が労働者派遣に係る理解を深め、適正な運用を行っていただくため、派遣元事業主の団体及び派遣先となりうる事業主団体に対して別添 2 及び 3 のとおり文書により要請することを予定している。

都道府県労働局においても別添 4 に準じて管轄内に所在する事業主団体に対し都道府県労働局長から文書により要請を行うこと。

また、派遣元事業主及び派遣先に対しては、集団指導等を通じた周知徹底を図ること。

(※ 別添 1～4 略)

(参考 1)

専門 26 業務と称した違法派遣に対する指導監督の実績

平成 21 年 4 月 1 日～22 年 1 月 31 日、指導監督を行った事業所のうち、専門 26 業務と称した違法派遣に対する指導監督の実績は、以下のとおり。

1 専門 26 業務と称した違法派遣に対する指導実績

派遣元事業主 : 129 事業所

派遣先 : 95 事業所

2 1 のうち指導が多かった業務

○ 事務用機器操作の業務 (5 号)

派遣元事業主 49 件 派遣先 45 件

3 1 のうち主な法違反

派遣元事業主

- ・ 派遣可能期間の抵触日の通知を受けずに派遣契約を締結 94 件
- ・ 労働者派遣契約の内容が不適切 92 件
- ・ 派遣可能期間の制限違反 77 件
- ・ 就業条件等の明示が不適切 60 件

派遣先

- ・ 労働者派遣契約の内容が不適切 70 件
- ・ 派遣可能期間の抵触日の通知をせずに労働者派遣を受入れ 68 件
- ・ 派遣可能期間の制限違反 67 件

※複数の法違反を同時に指導することもあるので合計は 1 と一致しない。

(参考 2)

要請先団体一覧

社団法人日本人材派遣協会

社団法人日本経済団体連合会

日本商工会議所

全国中小企業団体中央会

派遣受入期間の制限について

業務によって、派遣先が同一の業務に派遣を受け入れる期間に制限を設けている。

業務	派遣受入期間の制限
物の製造、軽作業、一般事務など	原則1年間 (過半数労働組合等の意見を聴いた上で、3年間まで延長できる。)
26業務など(※)	なし

※その他派遣受入期間の制限がないもの

- 3年以内の有期プロジェクト業務
- 日数限定業務(1か月の勤務日数が通常の労働者の半分以下かつ10日以下)
- 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務
- 介護休業等を取得する労働者の業務

専門26業務について

- (1) ソフトウェア開発関係
- (2) 機械設計関係
- (3) 放送機器操作関係
- (4) 放送番組等の制作関係
- (5) 事務用機器操作関係
- (6) 通訳、翻訳、速記関係
- (7) 秘書関係
- (8) ファイリング関係
- (9) 調査関係
- (10) 財務関係
- (11) 貿易関係
- (12) デモンストレーション関係
- (13) 添乗関係
- (14) 建築物清掃関係
- (15) 建築設備運転等関係
- (16) 受付・案内、駐車場管理等関係
- (17) 研究開発関係
- (18) 事業の実施体制の企画、立案関係
- (19) 書籍等の制作・編集関係
- (20) 広告デザイン関係
- (21) インテリアコーディネータ関係
- (22) アナウンサー関係
- (23) O A インストラクション関係
- (24) テレマーケティングの営業関係
- (25) セールスエンジニアの営業、金融商品の営業関係
- (26) 放送番組等における大道具・小道具関係